

一般社団法人青森県産業資源循環協会会長 殿

青森県環境生活部環境保全課長
(公 印 省 略)

各地域県民局環境管理部における（特別管理）産業廃棄物収集運搬（処分）業
許可申請書の審査等に係る留意事項について

県の産業廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、地域県民局環境管理部における（特別管理）産業廃棄物収集運搬（処分）業許可申請書（以下「申請書」という。）の審査等について、当面、次のとおり対応することとしたのでお知らせいたします。

1 申請書の受理について

産業廃棄物処理業の許可申請書類については、申請者向けに公表している「（特別管理）産業廃棄物処理業許可申請書関係様式集」において申請者による持参を求めており、申請者との面談により申請書の記載内容や県収入証紙の確認等の事前審査を行った上で受理しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る本県の知事指示事項等に基づく例外的な措置として、当面、申請書は郵送等により受け付けることとし、事前審査による申請書の補正も、郵送等により実施することとします。

（1）申請者等から申請書類の提出について事前連絡があった場合

- ① 新型コロナウイルスに係る当面の措置として、まずは事前審査を目的とした申請書の郵送等による提出を求めます。

その際、県収入証紙の同封は不要です。

- ② 事前審査による申請書の補正等の終了後、申請書類一式の郵送（配達記録の残る方法）による提出を求めます。

その際、次の事項に留意します。

- i 封筒表面に「許可申請書在中」と記載していただきます。
- ii 県収入証紙は、所定の様式に消印できる方法で貼付し、同封していただきます。
 - (i) 県収入証紙の過不足等が生じないように、発送前の十分な確認を求めます。
 - (ii) 県収入証紙は、県庁生協本庁北棟店が郵送により販売していることを情報提供します。
- iii 先行許可証の提出を希望する申請者に対しては、当該許可証の写しの同封を求めます。

その際、原本に相違ない旨及び年月日を記載させるとともに、押印を求めます。

- iv 公的機関が発行する登記事項証明書などの申請書正本への添付書類は、原本の提出を求めます。
- v 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」への対応は、以下のとおりとします。
 - (i) 申請書は、講習会を修了したことや講習会の申込みを確認できない場合でも受理します。
 - (ii) 許可処分は、再開された講習会等の修了証の確認をもって行います。
- vi 申請者の代理人として、行政書士が許可申請手続きを行う場合は、委任状の提出を求めるほか、日本行政書士会連合会が交付する「行政書士証票」の写しの添付を求めます。
- vii 申請者が、收受印を押印した申請書の写し、消印した県証紙の写しの返送を希望する場合は、予め必要な切手を貼付した封筒の同封を求めます。

(2) 申請者等が事前連絡なしに申請書類を持参した場合

- ① 密閉、密集、近距離での会話等といった3つの条件が同時に重なる状況を避けた上、窓口で許可申請の種類及び県収入証紙の過不足等を確認し受理します。
- ② 申請書の内容について補正する必要がある場合は、後日、郵送等により補正を求めます。

(3) 許可申請に伴う立入検査について

産業廃棄物収集運搬業（積替保管あり）及び処分業の許可申請に伴う立入検査は、申請に対する必要な審査を行う観点から、これまでと同様に行います。

その際、積替保管場所や施設の稼働状況の確認は、申請者と距離を保って行う、帳簿書類等の確認は今後の定期立入検査で確認する等、密閉、密集、近距離での会話等といった3つの条件が同時に重なる状況を避け、可能な限り短時間で行うこととします。

2 (特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請及び(特別管理) 産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書等の他の書類の受理について

前記1に準じて行います。

【担当】青森県 環境生活部 環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 神 電話 017-734-9248 (直通) Fax 017-734-8081
